

おさえておきたいベトナム労働法の基礎知識と労務管理の実務

～トラブル事例の解説と

労働法 2017 年改正案も踏まえた近時の動向もキャッチアップ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2017年 5月 12日(金) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

ベトナムにおいて2012年に発布され、2013年に施行された新労働法から4年以上が経過し、新しい政令・通達も多く出ています。中、実務も大きく変わってきています。特に、最低賃金の上昇だけでなく、賃金の定義の修正、社会保険料の対象の変更や労働者の権利意識の高まりから、賃金や賞与等に関する争いも増えてきており、日頃の労務管理の重要性が増しています。また、労働法は時間外労働の上限の緩和などを含む 2017 年改正の草案も公開されているため、ベトナムの労務管理がどのように変わっていくかについても触れたいと思います。日本側からベトナム現地法人を管理されている方や、ベトナムへの駐在予定の方にお勧めのセミナーです。

弁護士法人キャスト ホーチミン支店代表

講師

日本国弁護士・ベトナム外国登録弁護士 工藤拓人氏

講師紹介

山形県出身。2008年東北大学法学部卒業。2010年神戸大学法科大学院卒業。2011年に弁護士登録し、弁護士法人キャストに参画以来、企業法務及び日系企業の中国・ベトナム事業の法務サポートを行う。2014年よりベトナムに赴任し、現地において日系企業の進出・管理に関して法務・労務・税関などに広く携わる。現地法人の管理に関する対応分野はベトナム法務全体で、特に労務・税関などの日々のトラブルが多い法務分野を得意とする。著書:『これからのベトナムビジネス』(東方通信社、2016)



《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171317-0505(※) ベトナム労働法の基礎知識と労務管理の実務

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 日系企業に多い労働者とのトラブル事例

～主な事例から対処すべき事案のイメージを掴む～

- (1) 採用・試用期間時のトラブル
- (2) 労働契約の継続・更新時のトラブル
- (3) 懲戒、労働契約終了時のトラブル
- (4) その他

2. ベトナム労働法の内容と問題になりやすい場面の解説

～現時点までの最新の改正を踏まえて労働法令の内容を確認し、それぞれ問題になりやすい場面を把握する～

- (1) 労働者の採用・試用期間
 - 1) 採用の順序
 - 2) 試用期間
 - 3) 労働契約と就業規則
- (2) 労働契約の継続、延長
 - 1) 労働時間、休憩
 - 2) 休暇
 - 3) 女性労働者、未成年労働者、高齢労働者等
- (3) 懲戒、労働契約の終了
 - 1) 労働契約終了の方法
 - 2) 懲戒手続
 - 3) 物損時の損害賠償等
- (4) 労働組合、労働紛争
 - 1) 労働組合
 - 2) 労働紛争・ストライキ
- (5) 賃金(給与)、社会保険制度等
 - 1) 賃金の定義
 - 2) 賃金表・賃金テーブル
 - 3) 社会保険、健康保険、雇用保険
- (6) その他
 - 1) 労働者派遣
 - 2) その他

3. 駐在員が気をつけるべきポイント

～日本からの駐在員が特に気をつけるべき重要な点を確認する～

- (1) 就労許可(ワークパーミット)
- (2) 就労のための査証(ビザ)
- (3) 個人所得税の納付

4. 2017年労働法改正のポイント

～2017年に改正可能性の部分を選び、即時に対応できるように準備する～

5. 労務管理チェックリスト

～日本側・ベトナム側で管理者がチェックしておくべき重要事項について分野別チェックリストでおさらい～

6. 質疑応答

※講師とご同業の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承ください。
※最少催行人数に満たない場合には開催中止とさせて頂く場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。